

# 一般社団法人地域安全学会内部監査規則

平成 29 年 1 月 21 日 一般社団法人地域安全学会理事会承認

## 第 1 条（規程制定の趣旨）

この規程は、一般社団法人地域安全学会（以下「本学会」という。）における「内部監査」（以下、「監査」という。）監査担当部署および担当者ならびに権限および遵守事項を定めることにより、その活動を円滑かつ効果的に推進するために制定する。

## 第 2 条（監査担当部署および担当者）

監査の担当部署は、最高管理責任者の直轄的な組織として理事会内に設置する内部監査班とし、監査責任者は統括管理責任者とする。

2 監査は、監査責任者が理事会より指名する監査担当者によって行う。ただし、業務上特に必要あるときは、会長の承認により別に指名された者を加えて行うことができる。

## 第 3 条（監査責任者および監査担当者の権限）

監査責任者および監査担当者の権限は次のとおりとする。

- 1) 監査責任者および監査担当者は、監査の対象となる被告発者に対して、監査実施上必要な帳票および諸資料の提出または事実の説明を要求することができる。
- 2) 監査責任者および監査担当者は、必要により本学会外の関係先に対し、立会・確認・質問および報告を求めることができる。
- 3) 前 2 号の要求を受けたものは、正当な理由なくしてこれを拒否し、また虚偽の回答をしてはならない。
- 4) 監査責任者および監査担当者は、監査の遂行上必要と認めた場合に限り、各種の会議の出席または議事録の閲覧を求めることができる。

## 第 6 条（監査責任者および監査担当者の遵守事項）

監査責任者および監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 監査は、すべて事実に基づいて行い、かつその判断および意見の表明を行うにあたっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 2) 監査責任者および監査担当者は、いかなる場合においても被告発者の業務の処理方法等について、直接的に指揮・命令をしてはならない。
- 3) 職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏洩してはならない。またその職務を離れた後も同様とする。
- 4) 監査の実施に際しては、被告発者の日常業務に著しい支障を与えないよう配慮しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年1月21日から施行する。